

水戸市食品ロス削減推進計画

水 戸 市

はじめに



食品ロスとは、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、本来食べることができるにもかかわらず廃棄される食べ物のことです。食品ロスの発生は、貴重な資源を無駄にしてしまうだけでなく、食品の生産・流通・廃棄の過程において、余分な温室効果ガスを排出することとなるため、気候変動など、地球規模の環境問題の大きな要因となっております。

このような中、SDGs（持続可能な開発目標）のターゲットの一つとして、「2030年度までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄の半減」が掲げられるなど、世界的にも食品ロスを削減していくことが求められています。

国においては、2019（令和元）年に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとしております。

本市においては、国に先んじて2018（平成30）年に水戸市食品ロス削減に関する行動指針を策定し、計画的な食品ロス削減に向け、各種施策を市民、事業者の皆様とともに積極的に進めてまいりました。さらに、これまでの取組をより一層充実していくため、食品ロス削減を水戸市ごみ処理基本計画（第4次）における重点施策として位置付けるとともに、「水戸市食品ロス削減推進計画」を策定いたしました。

食品ロスを削減していくためには、市民、事業者、行政等の各主体が「他人事」ではなく「自分事」として捉え、社会全体として食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが大切です。

各主体の皆様が食品ロスの現状や課題を改めて認識し、その削減に向けた行動をとることができるよう、本計画に基づき様々な取組を進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2024（令和6）年11月

水戸市長 高 橋 靖

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
第2章 食品ロスの現状	4
1 国の状況	4
2 県の状況	6
3 市の状況	7
第3章 計画の基本的な考え方	9
1 目指す姿	9
2 基本方針	10
3 計画目標	11
第4章 施策の展開	12
1 具体的施策と主な取組	12
第5章 計画の推進体制等	20
1 推進体制	20
2 取組状況の進行管理	21

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の経緯

食べ残し、過剰除去、消費・賞味期限切れ等により、本来食べることができるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」は、食品メーカーや卸・小売店、飲食店、家庭など、食に関わる様々な場面で発生しています。

食品ロスの削減については、2015（平成27）年の国際連合総会において採択されたSDGsの「目標12 つくる責任 つかう責任」で、重要な柱の一つとして位置付けられるなど、世界的にも大きな課題となっています。

国においては、2019（令和元）年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、食品ロス削減を国民運動として展開し、消費者である国民、事業者、行政が、それぞれの立場で食品ロスの削減を進めることが明示されました。

本市においては、外食時や家庭での食品ロス削減に向けて全庁的な取組を推進するため、2018（平成30）年4月に水戸市食品ロス削減連絡会議を設置しました。さらに、同年11月には水戸市食品ロス削減に関する行動指針を策定し、計画的な食品ロス削減に向け、同指針に位置付けた各種施策を市民、事業者とともに積極的に進めてきました。

水戸市ごみ処理基本計画（第4次）においては、市民一人一日当たりのごみ排出量について、2022（令和4）年度実績値1,002グラムを2033（令和15）年度までに820グラム以下とする目標を設定するとともに、「食品ロス削減の推進」を具体的施策に位置付けています。この目標数値を達成するためにも、市民や事業者が、身近に発生している食品ロスを意識し、削減していくことが重要となります。

今後、食品ロス削減の取組をより一層充実させ、持続可能な社会の実現を目指すため、SDGsの理念を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－や関連計画との整合を図りながら、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき水戸市食品ロス削減推進計画を策定するものです。

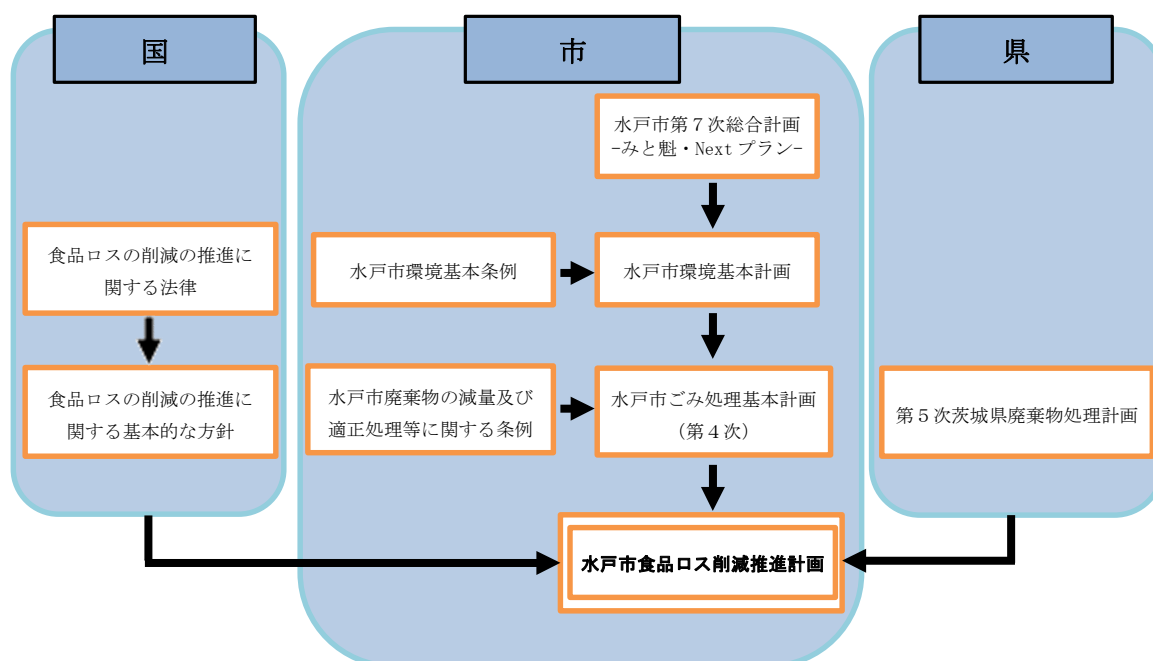
2 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて、市町村が策定する市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

また、本計画は水戸市ごみ処理基本計画のうち、食品ロス削減に関する事項を具体化した個別計画として位置付けるとともに、「水戸市環境基本計画」など、関連法令に基づく各種の計画と整合を図ることとします。

本計画の国、県及び市の諸計画との関係は次のとおりです。

〔計画の体系図〕



〔計画とSDGsとの関連性〕



3 計画期間

水戸市ごみ処理基本計画（第4次）との整合を図り、本計画の期間を2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間とします。

なお、社会・経済情勢の大きな変化や国及び県における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを検討します。

第2章 食品ロスの現状

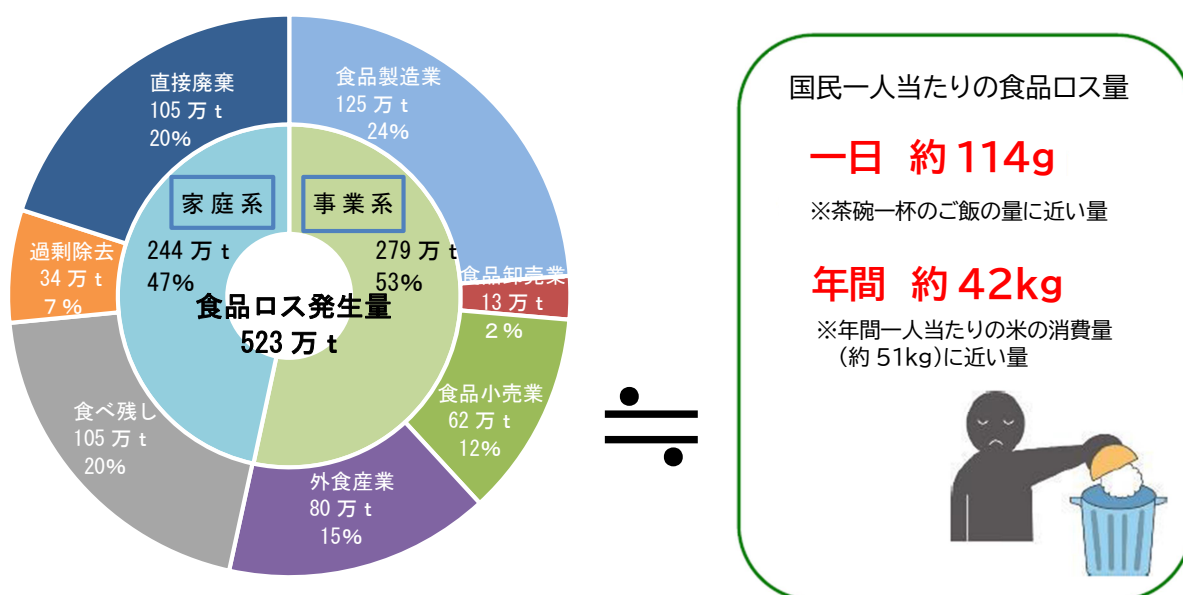
1 国の状況

国によると、2021(令和3)年度に国内で発生した食品ロスは約523万トンと推計されており、この量は、国連WFP(※)による食料支援量の約1.1倍になります。国民一人一日あたりに換算すると約114グラム、お茶碗約1杯分のご飯の量に相当します。

食品ロスの内訳としては、家庭から発生する「家庭系食品ロス」が244万トン(47%)、食品関連事業者から発生する「事業系食品ロス」が279万トン(53%)であり、主な発生要因は、家庭系食品ロスにおいては「直接廃棄」、「過剰除去」、「食べ残し」、事業系食品ロスにおいては、食品製造業、食品卸売業、食品小売業で「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業で「作りすぎ」、「食べ残し」となっています。

※ 国連WFP・・・国際連合世界食糧計画（飢餓のない世界を目指して活動する国際連合の食料支援機関）

図1 国の食品ロスの現状（令和3年度推計値）



〔出典：食品ロス削減関係参考資料（令和5年8月23日版）、消費者庁
食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢＜令和6年3月時点版＞、農林水産省〕

表 1 食品ロス発生量の推計結果の推移

	食品ロス発生量		
	家庭系	事業系	合計
平成28 年度	291 万トン	352 万トン	643 万トン
平成29 年度	284 万トン	328 万トン	612 万トン
平成30 年度	276 万トン	324 万トン	600 万トン
令和元年度	261 万トン	309 万トン	570 万トン
令和 2 年度	247 万トン	275 万トン	522 万トン
令和 3 年度	244 万トン	279 万トン	523 万トン

(出典：食品ロス削減関係参考資料（令和 5 年 8 月 23 日版）、消費者庁）

2 県の状況

茨城県は、食品ロス削減推進法第12条第1項及び第2項の規定に基づき、都道府県が策定する食品ロス削減推進計画について、第5次茨城県廃棄物処理計画中に「食品ロス削減推進計画に関する事項」として位置付け、推進体制や基本的施策を定めました。

また、県内の食品ロス発生量については、現時点で把握できていないことから、全国の食品ロス発生量をもとに試算すると、家庭系で60,500～65,600トン、事業系で68,000～100,000トン、合計で128,000～166,000トンと推察されています。

①茨城県の家庭系食品ロス発生量（平成30年度推計）

住民基本台帳に基づく 人口、世帯 (平成30.1.1)		食品ロス発生量(トン)			
		計	直接 廃棄	過剰 除去	食べ 残し
人口	2,951,087 人	60,500～	21,300～	13,800～	25,300～
世帯数	1,235,665 世帯	65,600	23,100	15,000	27,500

※ 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（H30.1.1現在）」（総務省）の人口及び世帯数の全国に占める割合から算出

②茨城県の事業系食品ロス発生量（平成30年度推計）

区分	計	食品 製造業	食品 卸売業	食品 小売業	外食 産業
食品ロス発生量 (トン)	68,000～ 100,000	32,000～ 58,000	2,000～ 3,000	14,000～ 15,000	20,000～ 24,000

※ 「平成28年経済センサス活動調査(表番号2-1、1-1)」(総務省、経済産業省)を基礎データとして、産業分類上の「食料品製造業」、「飲食料品卸売業」、「飲食料品小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」に置き換え、事業所数、従事者数及び活動量「売上(収入)金額」の全国に占める割合から算出

(出典：第5次茨城県廃棄物処理計画、茨城県)

3 市の状況

(1) 水戸市の食品ロス発生量

本市の食品ロス発生量については、全国の食品ロス発生量をもとにした県の試算方法を参考に試算すると、家庭系で約 5,300 トン、事業系で約 5,600 トン、合計で約 10,900 トンと推察されます。

①水戸市の家庭系食品ロス発生量（令和 3 年度推計）

住民基本台帳に基づく 人口、世帯 (令和 3. 1. 1)		食品ロス発生量(トン)			
		計	直接 廃棄	過剰 除去	食べ 残し
人口	271,380 人	5,230～	2,250～	730	2,250～
世帯数	127,819 世帯	5,250	2,260		2,260

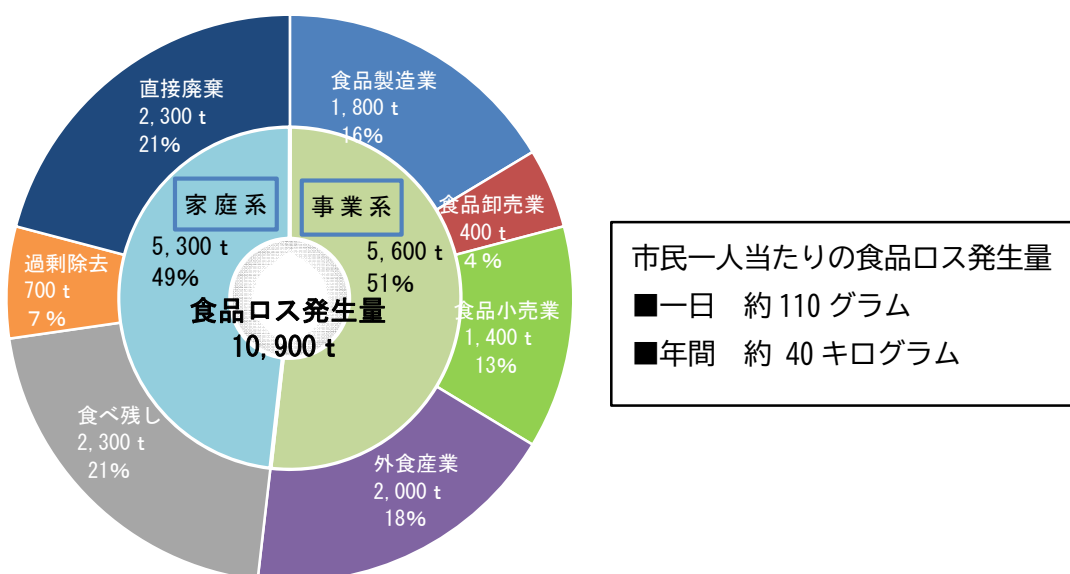
※ 茨城県の試算方法と同様に、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（R3. 1. 1 現在）」（総務省）の人口及び世帯数の全国に占める割合から算出

②水戸市の事業系食品ロス発生量（令和 3 年度推計）

区分	計	食品 製造業	食品 卸売業	食品 小売業	外食 産業
食品ロス発生量 (トン)	5,140～ 5,570	1,640～ 1,800	360～ 440	1,300～ 1,370	1,840～ 1,960

※ 茨城県の試算方法を参考に、「令和 3 年経済センサス活動調査（表番号 6-1）」（総務省、経済産業省）を基礎データとして、産業分類上の「食料品製造業」、「飲食物品卸売業」、「飲食物品小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」に置き換え、事業所数、従事者数の全国に占める割合から算出

図 2 水戸市の食品ロスの現状（令和 3 年度推計値）



(2) これまでの取組

本市においては、2018（平成 30）年 4 月に水戸市食品ロス削減連絡会議を設置し、外食時や家庭での食品ロス削減に向けて全庁的な取組を推進してきました。さらに、市民、事業者とともに計画的な食品ロス削減を図るため、同年 11 月に水戸市食品ロス削減に関する行動指針を策定し、食べきり運動の推進や未利用食品の有効活用をはじめとした各種施策を積極的に進めているところです。

同指針に位置付けた目標指標の達成状況は次のとおりです。

目標指標	現況	目標 2023（R5）	現状での 達成状況
一人一日当たりの食品ロス発生量	110 グラム (R3)	120 グラム	達成 (R3 時点)
食べきり運動協力店数	61 店 (R6. 2)	300 店	未達成 (R6. 2 時点)
食品受け取り箱「きずなBOX」 設置数	64 か所 (R6. 2)	63 か所	達成

(3) 主な課題

茨城県の試算方法を参考に市内の食品ロス発生量を算出すると、2021（令和 3）年度は市民一人一日当たり約 110 グラムとなり全国平均を下回っていますが、ごみの排出量から見ると、更なる削減の余地があります。

ア 食品ロス削減に向けた意識の醸成が必要である。

食品ロス削減のためには、市民、事業者、行政の各主体が「他人事」ではなく「自分事」として捉え、行動に移すことが重要です。そのため、食品ロスを発生させない行動を実践できるよう食品ロス削減に向けた意識の醸成が必要です。

イ 食品ロスの発生を抑える環境づくりが必要である。

水戸市食品ロス削減に関する行動指針における目標指標のうち、食べきり運動協力店数は目標未達成となっています。協力店登録事業をはじめとした食べきり運動は、食品ロス削減に効果的であることから、今後も協力店の拡充に取り組むなど、食品ロスの発生を抑える環境づくりが必要です。

ウ 市民、事業者、行政の協働による取組が必要である。

食品ロスは家庭系、事業系双方から発生していることから、市民、事業者、行政の各主体が身近に発生している食品ロスを意識し、食品ロスの削減に向けて、連携・協力による取組を進める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す姿

本市は、市民や事業者とともに、「もったいない」を意識し、食品ロス削減に向けた各種取組を進めるとともに、それぞれの主体が持つネットワークを最大限に活用しながら、意見交換・情報共有を行い、食品ロス削減を積極的に推進します。

そのための基本的な考え方となる、本計画の目指す姿は次のとおりです。

食を大切にする豊かな心を未来へつなぐまち 水戸

～「もったいない」を合言葉に～

2 基本方針

食品ロスを削減するためには、市民一人一人や事業者の理解と協力、更には自主的な行動が必要となります。食品ロスの計画的な削減に向け、次のとおり三つの基本方針を定め、各種施策を総合的に推進します。

■基本方針Ⅰ

啓発活動・教育による食品ロス削減意識の醸成

食べ物を無駄にすることは「もったいない」ということを再認識するとともに、食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを発生させない行動を実践できるよう、啓発活動及び教育による食品ロス削減意識の醸成に取り組みます。

1 食品ロス削減に向けた啓発・情報発信

2 食品ロスを正しく学ぶ機会の充実

■基本方針Ⅱ

食品ロスの発生を抑える環境づくり

食品を食べきることや食材を使いきることができるよう、食品ロスの発生を抑える環境づくりに取り組みます。

1 食べきり運動の推進

2 食材を無駄なく使いきる環境づくり

■基本方針Ⅲ

市民、事業者、行政の協働による食品ロス削減の推進

市民、事業者、行政の連携・協力のもと、未利用食品の活用とともに、販売、外食等で発生する食品ロスの削減を推進します。

1 未利用食品の有効活用の推進

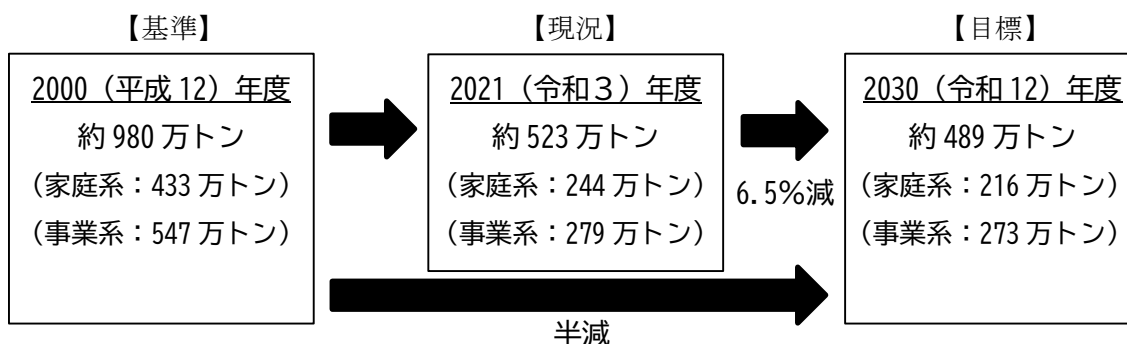
2 食品関連事業者における取組の促進

3 計画目標

(1) 国の食品ロス削減目標

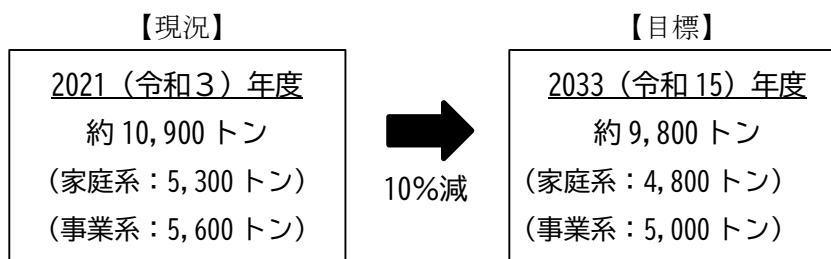
国は、SDGsを踏まえ、第四次循環型社会形成推進基本計画及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針において、家庭系食品ロス発生量、事業系食品ロス発生量ともに、2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに半減させるという目標を設定しています。

この目標は、国において食品ロス発生量を推計している直近年度である2021（令和3）年度から目標年度である2030（令和12）年度までで見ると約6.5パーセント削減させるものです。

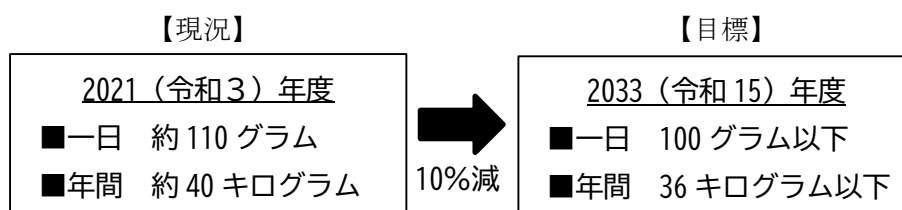


(2) 本市の食品ロス削減目標

本市は、国の削減目標を踏まえ、2033（令和15）年度までに2021（令和3）年度比で食品ロス発生量を10パーセント以上削減させることとします。



<市民一人当たり換算の食品ロス発生量>



【目標指標】

2033（令和15）年度までに2021（令和3）年度比で
食品ロス発生量を10パーセント以上削減

第4章 施策の展開

1 具体的施策と主な取組

基本方針Ⅰ

啓発活動・教育による食品ロス削減意識の醸成

1 食品ロス削減に向けた啓発・情報発信 【実施主体：市、市民、事業者】

食品ロス削減のための自主的な行動を促すため、市民や事業者に分かりやすい情報提供を行い、食品ロス削減意識の醸成を図ります。

また、食品ロス発生要因の分析及び他自治体の取組状況を踏まえ、啓発内容や媒体を随時見直し、積極的な情報提供を図ります。

【主な取組】

項目	内容
街頭における啓発	・ごみゼロの日（5月30日）のごみゼロキャンペーンにおいて、街頭で啓発品の配布を行い、食品ロス削減の呼びかけを実施します。
各種イベントにおける啓発	・水戸市環境フェアや水戸まちなかフェスティバルをはじめ、各種イベントにおいて食品ロス削減PRブースを設置するなど、啓発活動を行います。 ・市が主催するイベント等において、出展団体に対し、食品ロス削減の呼びかけを実施します。
情報紙等の紙面による広報	・ごみ情報紙「ごみマガ！」（※1）の定期的な発行や広報みと特集記事への掲載等により情報発信を行います。
市ホームページ、SNS及び各種メディアによる広報	・市ホームページや市公式LINE等のSNSにおいて、食品ロス削減のために家庭で実践できる内容等について、分かりやすい情報発信に取り組みます。また、ラジオやテレビ等のメディア媒体も活用し、積極的な広報活動を行います。
自治体間の連携による啓発（全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会等）	・食品ロス削減に関する優良事例の情報収集を行います。また、消費者庁、農林水産省、環境省で作成した食品ロス削減に関するポスター等を活用し、効果的な啓発活動を行います。
企業や大学等との連携による啓発	・企業や大学等との連携により啓発チラシを配布するほか、意見交換や情報共有の機会の創出を図り、食品ロス削減事業を推進します。

食品ロス実態調査による 現況を踏まえた啓発	・食品ロス実態調査を実施し、家庭における食品ロス発生量や発生要因等の実態を把握し、その内容を分かりやすく啓発資材に活用します。 ・食品ロス実態調査の結果に基づき、発生要因に応じた有効的な啓発を行います。
食品ロスダイアリーの 活用促進	・食品ロスダイアリー（※２）を活用することで、家庭における食品ロスを見える化し、食品ロス削減を促進します。

※１ ごみ情報紙「ごみマガ！」・・・ごみの減量を目的として、ごみに関する様々な情報を定期的に発信する情報紙

※２ 食品ロスダイアリー・・・家庭で発生した食品ロス発生量や発生理由等を日記形式で記録するもの。食品ロスの発生要因を把握することができるとともに、食品ロス削減の取組の効果測定にも活用される。

２ 食品ロスを正しく学ぶ機会の充実 【実施主体：市、市民、事業者】

食品ロス削減の取組を実践することは、持続可能な循環型社会、消費者市民社会（※）の形成に重要であることから、食や食品ロス削減に関する正しい知識を習得し、食を大切に作る豊かな心の育成に取り組みます。

食の生産から消費までの食の循環への理解度を深め、「もったいない」意識の醸成を図るため、食品ロスを正しく学ぶ機会の充実を推進します。

※ 消費者市民社会・・・消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性をお互いに尊重し、自らの消費行動が将来にわたって内外の社会、経済、環境に影響を及ぼしうることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に主体的に参画する社会のこと。

【主な取組】

項目	内容
消費者教育の実施	・消費生活センターにおいて行う出前講座や講演会、パンフレットの配布等の啓発活動により、食品ロスやエシカル消費（※）等について正しく学び、自ら考える機会を提供します。
出前講座の開催	・市職員が講師となり、集会や会合に出向き、食品ロス削減に関する講座を開講します。
講演会の開催	・専門講師による講演会を開催し、食品ロスについて学び、考える機会を提供します。

学校等における食育	・児童生徒が意欲的に食べ残しを減らせるよう、各学校の実態に合わせた取組を行います。 ・社会科、家庭科等の授業や地域と連携した農作物の栽培・収穫体験を通して、児童生徒の食への関心や感謝の心を育みます。 ・学校給食及び各家庭における食品ロス削減のため、毎月発行している「給食だより」等を通して、保護者の食品ロスに関する意識の向上を図ります。
------------------	--

※ エシカル消費・・・消費者それぞれが環境、人や社会、地域等の社会的課題の解決を考慮し、または、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

コラム

水戸に受け継がれる「食に関する感謝の心」



水戸九代藩主徳川斉昭公は、自ら青銅で作った農夫の像(農人形)を食事のたびに膳にのせ、最初の一箸のご飯を供えて農民の労に感謝したと言われています。

本市には、斉昭公の時代から食品ロス削減につながる食に関する感謝の心が受け継がれています。

基本方針Ⅱ

食品ロスの発生を抑える環境づくり

1 食べきり運動の推進 【実施主体：市、市民、事業者】

食品ロス削減に向けて、全国的に食べきり運動が実施されています。本市においても、様々な機会を捉え、各種運動を推進していくことで、食品ロスの発生を抑制します。

【主な取組】

項目	内容
宴会等及び家庭の 30・10(さんまる・いち まる)運動の推進	・宴会時等の30・10(さんまる・いちまる)運動とは、宴会・会食時の乾杯後30分間・終了前10分間は料理を楽しむ時間として呼びかけ、食べ残しを減らす運動です。忘年会や新年会、暑気払いなど、宴会等が多くなる時期に合わせ、30・10運動のPRを強化します。 ・家庭の30・10運動とは、毎月30日、10日に冷蔵庫を空にする運動です。定期的に冷蔵庫の中を確認し、残っている食材や賞味期限が近い食材の活用について啓発します。
3・10(みと)チェック 運動の推進	・3・10(みと)チェック運動とは、三つの10秒チェックを行うことで、家庭における食品ロスを減らす運動です。三つの10秒チェックとは、①買い物へ行く前に、冷蔵庫にある食材を10秒チェック、②レジを通す前に、食材を買いすぎているか10秒チェック、③食材を捨てる前に、他に使い道がないか10秒チェックすることです。 ・各種イベントやSNS等の活用により本運動を積極的に周知し、市民による生活の中での実践を推進します。
協力店登録事業による 食べきり運動の促進	・小盛りサイズメニューの提供や食べ残し料理の持ち帰り、消費期限・賞味期限が迫った商品の値下げなど、食べきり運動に取り組む飲食店や宿泊施設、食品販売店等を「みと食べきり運動協力店」として登録します。 ・登録店の拡充に向け、事業者に対して協力店登録に関するメリットを周知します。 ・協力店の取組を市ホームページ等で紹介し、食品ロス削減に取り組む店として広く周知するとともに、市民に向けて、協力店の積極的な利用を呼びかけ、食べきり運動を推進します。

みと食べきり運動協力店



市では、食べきり運動に取り組む飲食店や宿泊施設、食品販売店等を「みと食べきり運動協力店」として登録します。

左記のステッカーやのぼり旗が協力店の目印です。

2 食材を無駄なく使いきる環境づくり 【実施主体：市、市民、事業者】

家庭で発生する食品ロスは、大きく三つに分類され、①食卓にのぼった食品で、食べ切れずに廃棄される「食べ残し」、②賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄される「直接廃棄」、③厚くむき過ぎた野菜の皮など、過剰に除去された可食部分が廃棄される「過剰除去」があります。

これらは、レシピを工夫することや期限表示や食材についての正しい知識を得ること、おいしく食べることができます。

市民が「もったいない」を意識して食材を無駄なく使いきるができるよう、普及・啓発を行います。

【主な取組】

項目	内容
使いきりレシピ等の普及	・食品を丸ごと使いきるレシピ、余った料理をアレンジするリメイクレシピについて、市ホームページ等で広く紹介します。 ・各家庭で取り組んでいる使いきりレシピ等について広く募集し、市ホームページ等で情報発信をすることで、市民の実生活での積極的な活用を推進します。 ・食品ロス削減に関する講演会において、使いきりレシピ等の情報発信を推進します。
期限表示の正しい理解の促進	・「賞味期限」はおいしく食べられる期限であり、「消費期限」は安心して食べられる期限であるという二つの違いを周知し、期限表示の正しい理解を促進します。
食材の長期保存方法の普及・啓発	・食材（特に野菜や果物）に応じた適切な保存や冷蔵庫内の定期的な在庫管理について普及・啓発を行います。

基本方針Ⅲ

市民、事業者、行政の協働による食品ロス削減の推進

1 未利用食品の有効活用の推進 【実施主体：市、市民、事業者】

未利用食品とは、小売・消費段階においては、消費期限・賞味期限が過ぎておらず、破損等もない、まだ食べることができる手つかずの食品です。例えば、買いすぎてしまった食品や備蓄品を指します。

本市においては、様々な機会を捉え、未利用食品の有効活用の推進を図っていきます。

【主な取組】

項目	内容
フードバンク活動の推進	・フードバンク（※１）活動実施団体について周知し、市民に対してフードバンク活動への理解を促進します。 ・ＮＰＯ法人フードバンク茨城から未利用食品の寄付を受け、自立相談支援室に訪れた方を対象に配布します。
フードドライブ活動の推進	・市有施設など、市内各所に設置してある食品受け取り箱「きずなBOX」の更なる周知を行い、未利用食品の寄付を促進します。 ・10月の「食品ロス削減月間」や各種イベントにおいて、市主催でフードドライブ（※２）を実施します。 ・事業者に、フードドライブを実施するに当たって必要となる情報を提供することで、事業者主催のフードドライブを実施しやすい環境づくりに取り組みます。
備蓄された非常食の活用推進	・防災訓練時等に、賞味期限が迫った市の非常食を配布することで非常食への理解を深めてもらうとともに、市で備蓄している非常食が食品ロスとならないよう活用を推進します。 ・家庭において備蓄された非常食が、賞味期限を過ぎることで食品ロスとならないように確認することを促し、「ローリングストック（※３）」による管理方法について周知を図ります。また、賞味期限が迫った非常食を活用したレシピの普及を行います。

※１ フードバンク・・・食品企業や家庭等から未利用食品の寄付を受け、必要としている人や施設等（子ども食堂等）に提供する取組

※2 フードドライブ・・・家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動

※3 ローリングストック・・・普段から少し多めに食品を買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法

コラム

「きずなBOX」を活用してください！



「きずな BOX」とは、食品を必要としている人や施設等に提供するため、誰でも寄付することができる常設型の食品受け取り箱です。「きずな BOX」を活用したフードドライブを実施することで、未利用食品の有効活用を促進し、食品ロスの削減を推進します。

水戸市内には、64 か所（2024（令和6）年2月時点）の施設等に「きずな BOX」が設置されています。

いただきものや食べきれない食品があるときは、ぜひ「きずな BOX」を利用してみましょう。

2 食品関連事業者における取組の促進 【実施主体：市、市民、事業者】

国内で発生した食品ロスのうち、全体の半分以上が食品関連事業者から発生する「事業系食品ロス」と推計されています。

本市においては、様々な機会を捉え、食品関連事業者と連携・協力のもと事業系食品ロスの削減を図ります。

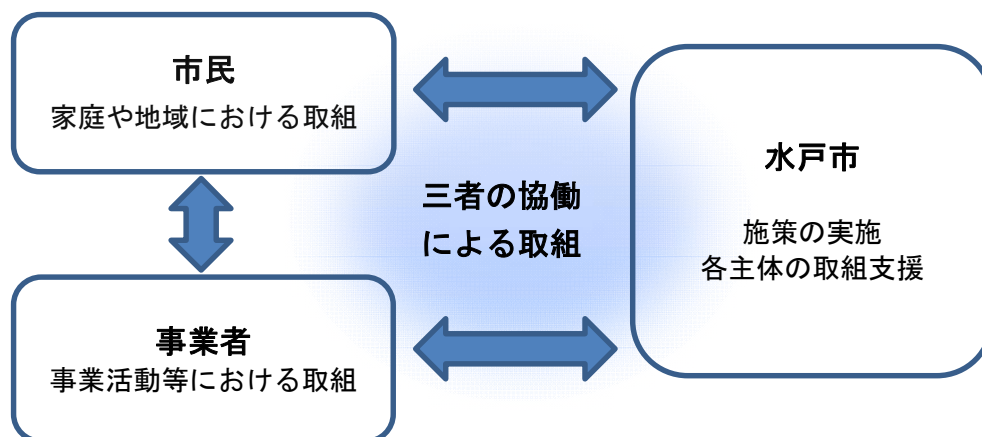
【主な取組】

項目	内容
事業者との連携による てまえどりの促進	・日頃の買い物の中で、購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある商品など、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を促進するため、食品小売事業者と連携した啓発を行います。
外食時における 食べ残し料理の 持ち帰りの促進	・外食時の食べ残しの持ち帰りについて、国が作成した「外食時のおいしく『食べきり』ガイド」の周知を図り、消費者及び事業者における食べ残し料理の持ち帰りを促進します。 ・食べ残し料理の持ち帰り等に関して、飲食店からの相談対応を図ります。
需要に見合った 販売方法の 普及・啓発	・食品小売事業者に対し、予約販売など、需要に見合った販売方法と呼びかけ、売れ残りによる廃棄の削減を促進します。

第5章 計画の推進体制等

1 推進体制

食品ロスは、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に発生しています。食品ロス削減のためには、市民、事業者、行政等の各主体が「他人事」ではなく「自分事」として捉え、この課題と各主体の役割を理解し、取り組むことが必要です。



【市民の役割】

市民は、食品ロス削減の必要性を理解するとともに、自らの行動が食品ロスの発生に関わることを自覚し、日常生活において、使いきりや食べきり、過度な鮮度志向の見直しなど、食品ロスの削減につながる取組の実践に努めます。

【事業者の役割】

事業者は、食品ロス削減の必要性について理解を深め、従業員等へ啓発するとともに、災害時用備蓄食料のフードバンクへの提供等により有効活用に努めます。

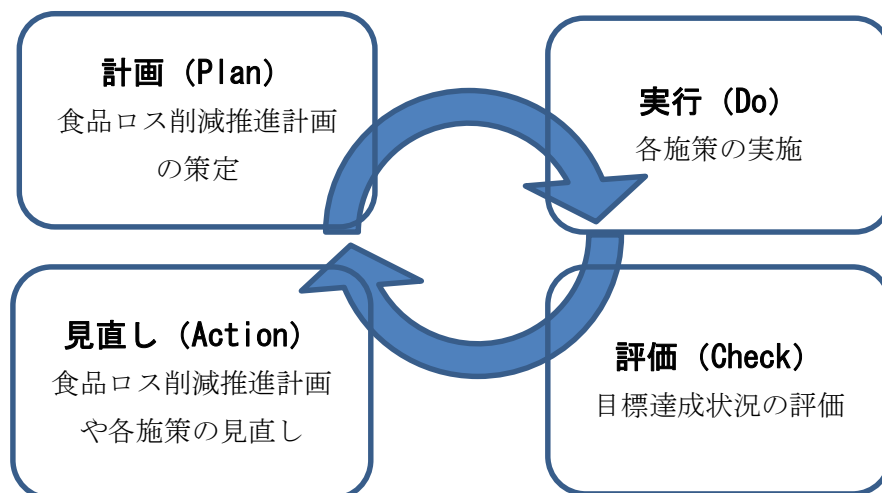
食品関連事業者は、サプライチェーン全体における食品ロス削減の必要性を理解し、食品製造業、小売業、飲食店等で、それぞれの事業に応じた食品ロス削減の取組の実践に努めます。それでもやむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料化、肥料化等の食品リサイクルの実践に努めます。

【市の役割】

食品ロスに関わる情報収集と市民、事業者への普及・啓発に努め、食品ロス削減の機運醸成を図ります。また、市民、事業者と連携し、食品ロス削減に向けた施策に幅広く取り組みます。

2 取組状況の進行管理

計画の推進に位置付けた各施策を実効的かつ継続的に推進していくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルを基本とした進行管理を行います。



水戸市食品ロス削減推進計画

2024（令和6）年 11 月

＜編集・発行＞

水戸市生活環境部ごみ減量課

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号

Tel:029-224-1111（代表）